

三菱UFJ年金ニュース【特別版】

最近の年金関連トピックス (DB年金、DC等)

平成25年4月

目次

1. <u>平成25年度の予定利率</u>	… P4
2. <u>非継続基準の積立水準に係る省令・通知の検討</u>	… P6
3. <u>2月8日付日経記事「雇用延長の賃金 再設計」について</u>	… P8
4. <u>社会保障制度改革国民会議の開催</u>	… P10
5. <u>厚労省パブコメ 通知「確定拠出年金について」改正案</u>	… P13
6. <u>厚生年金基金制度に関する専門委員会</u>	
6-1. 第5回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催	… P15
6-2. 第6回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催	… P17
6-3. 第7回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催	… P18
7. <u>厚生年金基金資産運用業務報告書関連</u>	
7-1. 厚生年金基金資産運用業務報告書の公表	… P21
7-2. 運用の基本方針・資産運用業務報告書の行政宛て提出	… P22
8. <u>その他のトピックス</u>	
8-1. 銀行の自己資本比率規制における退職給付の取り扱い	… P24
8-2. 日本の地域別将来推計人口の公表	… P25
9. <u>平成24年12月～平成25年3月の年金ニュース</u>	… P28
10. <u>本資料関連の平成24年12月～平成25年3月のMUTB年金メールマガジン一覧</u>	… P30

平成24年12月(17日)～平成25年3月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

1. 平成25年度の予定利率



1. 平成25年度の予定利率

- 継続基準の下限予定利率：年0.8% ¹
 - 非継続基準の予定利率：年2.13% ²
- 一定の手続き ³を前提に年1.704%～2.556%の範囲内で設定可能

1 平成25年3月21日告示第53号（平成14年厚生労働省告示第58号の一部改正）

2 平成25年3月21日告示第52号（平成15年厚生労働省告示第99号の一部改正）

3 基金型：代議員会の議決

規約型：被保険者等の過半数で組織する労働組合の同意

（当該労働組合がない場合は被保険者等の過半数を代表する者の同意）

- ・継続基準における下限予定利率は、10年国債の直近1年平均(0.860%)と5年平均(1.213%)のいずれか低い率を基準に設定されている。
- ・非継続基準における予定利率は、30年国債の直近5年平均(2.131%)を勘案して設定されている。

年度	厚生年金基金			確定給付企業年金	
	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準		継続基準 (下限予定利率)	非継続基準
		代行部分(注) (転がし利率)	プラスアルファ部分		
H23	1.1%	7.54%	2.32% (1.856%～2.784%)	1.1%	2.32% (1.856%～2.784%)
H24	1.1%	0.26%	2.24% (1.792%～2.688%)	1.1%	2.24% (1.792%～2.688%)
H25	<u>0.8%</u>	2.17%	<u>2.13%</u> (1.704%～2.556%)	<u>0.8%</u>	<u>2.13%</u> (1.704%～2.556%)

(注) 下線部が今回明らかになった箇所

非継続基準の代行部分は各年度の4月～12月に適用される率を表記(例 H24年度: 4～12月 0.26%、翌1～3月 2.17%)

2. 非継続基準の積立水準に係る省令・通知の 検討



2. 非継続基準の積立水準に係る省令・通知の検討

➤ 非継続基準の積立水準に係る省令・通知の見直しに関する行政確認に対し、回答があった。

昨年度の財政運営基準等の見直しに関する照会事項に対し、厚生労働省からの回答があった。

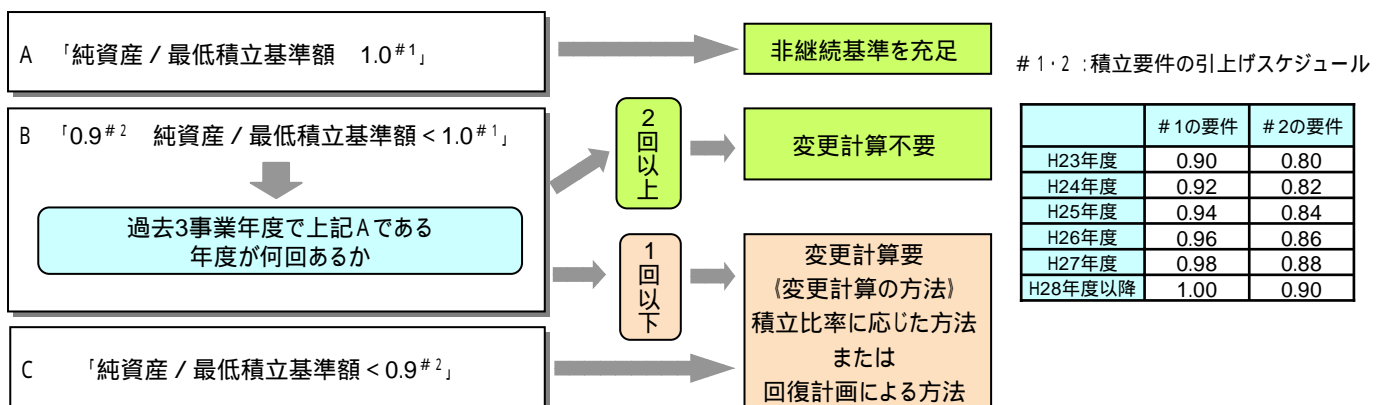
〔照会内容〕

➤ 財政運営基準等の見直しにかかる非継続基準の積立水準に関する規定（積立要件を0.90から1.00へ引き上げる等）については、見直しから1年経過時に社会経済情勢の変化等を勘案し、所要の検討をして必要な措置を講じるものとされている。その検討の結果等はどのようなになったか。

〔回答内容〕

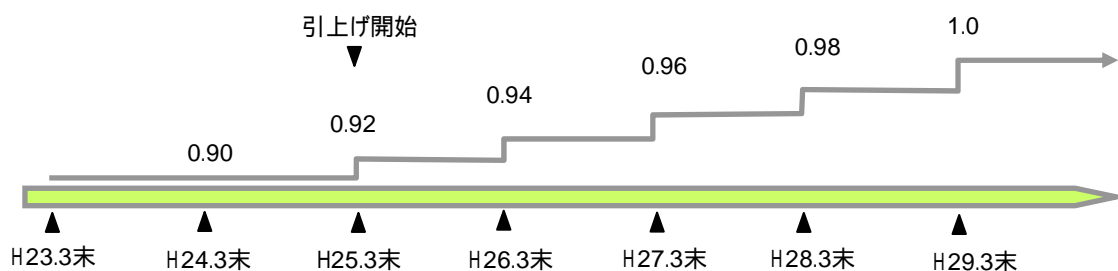
➤ 最近の社会経済情勢等を踏まえてみると、現行の非継続基準に係る経過措置について、何らかの措置を講ずる必要があるとは認められない。
 ➤ 昨年度に発出された省令・通知の通りの取扱いとなる。

< 非継続基準の判定フローと積立要件の引上げスケジュール >



(注) 下線部分は厚年基金のみに関する事項

< 変更計算要の場合の積立要件の引上げスケジュール >



3.2月8日付日経記事「雇用延長の賃金 再設計」 について

3. 2月8日付日経記事「雇用延長の賃金 再設計」について

➤ 4月からの改正高年齢者雇用安定法の施行を受け、雇用延長の取扱いを変更し、現役世代の報酬制度も見直す動きが出てきている。

～以下、メールマガジン「雇用延長への対応について」転載～

2月8日の日経新聞に「雇用延長の賃金 再設計」という記事が出ていました。

4月からの改正高年齢者雇用安定法の施行を受け、雇用延長の取扱いを変更し、そこから波及して現役世代の報酬制度を見直す動きも出てきていることについて、各社の対応を紹介した記事です。

最近では、1月27日の毎日新聞朝刊でも大手企業の取組みが紹介されている他、2月7日付けの日経産業新聞では、IT産業大手企業の対応について記事が掲載されています。

一連の動きは、雇用義務化の中で、高年齢者の知識・技術をどのように活用すべきか、雇用確保に伴うコスト増にいかに対応するか、の2つの解決を目指すものと考えられます。前者の対応としては、従来は一律で引き下げていた雇用延長後の報酬を実績や役割で上乘せすることなどを考え、後者の対応として現役世代の報酬を再構築するという動きがあるようです。ただ、同じ日経紙の12面にこうした動きが若者の採用や中堅社員の待遇に影響を与える懸念があることを指摘しているように、企業の負担能力に限度がある中では、2つを解決する方程式の最適な解を見出すのは極めて難しいといえます。

退職金、企業年金制度との関連でいえば、既存の制度は60歳での定年と公的年金支給開始をベースに設計されたものといえます。2つの前提が崩れた今、退職給付制度を大きく見直す時期が来ていると言えるかもしれません。

4 . 社会保障制度改革国民会議の開催

4. 社会保障制度改革国民会議の開催

➤ 第3回、第4回社会保障制度改革国民会議が開催された。

～以下、メールマガジン「第3回社会保障制度改革国民会議開催について」転載～

1月21日(月)に自公政権になって初めての掲記会議が開かれたことが、各種報道されております。この会議は、自民・公明・民主の3党合意により設置が決まったものです。公布の日(8月22日)から1年以内で審議することになっており、本年8月21日までに結論を得る必要があります。メンバーは有識者15人で、テーマは、医療、介護、年金、少子化対策の4つです。年金では、前回の会議(12月7日)で、積み残し課題として 第3号被保険者制度の見直し (デフレ下の)マクロ経済スライドの検討 在職老齢年金の見直し 標準報酬上限の見直し 支給開始年齢の引き上げ 高所得者の年金額の調整(減額) 第1号被保険者の出産前後の(国民年金)保険料免除の7点が社会保障審議会の年金部会長から報告されています。今後、関係者へのヒアリングを含めて開催される予定と報じられており、医療・介護分野の議論が先行しそうですが、支給開始年齢引き上げの議論が注目されます。

4. 社会保障制度改革国民会議の開催

～以下、メールマガジン「第4回社会保障制度改革国民会議開催について」転載～

社会保障制度の今後を検討する掲記会議が、2月19日(火)に開催されました。今回は、一部報道(2/20日経4面)がされているとおり、経済団体と労働団体からのヒアリングが行われました。年金制度の改革案として、各団体から以下のような提案が出されました。

日本経済団体連合会

給付抑制策の実施(マクロ経済スライドの見直し・低年金者に対する福祉的給付の見直し・高所得者の年金受給額の適正化)

自助を促す私的年金の充実

支給開始年齢引き上げにあたっては、雇用への接続を勘案し、慎重に検討

経済同友会

新基礎年金制度(1階部分)

…全額消費税を財源とし、65歳以上の全国民に1人月額7万円を給付

新拠出建年金制度(2階部分)

…民間金融機関等が運営する任意加入の年金制度。企業負担あり

日本商工会議所

低年金・無年金対策として、保険料未納期間についても基礎年金(国庫負担分)は支給。財源は高額所得者の基礎年金(国庫負担分)を減額することにより捻出

デフレ下におけるマクロ経済スライドの早期導入

将来的な年金支給開始年齢を2歳程度引き上げ

日本労働組合総連合会(連合)

公費を財源とする最低保障年金(税方式)と所得に応じた保険料による所得比例年金(社会保険方式)の組み合わせによる年金制度に一元化

以上の提案は各団体が従前より提言しているものが多いようです。

次回(2月28日)は全国知事会、全国市長会、全国町村会などからのヒアリングが行われる予定です。

5. 厚労省パブコメ 通知「確定拠出年金について」 改正案

5. 厚労省パブコメ 通知「確定拠出年金について」改正案

- 「確定拠出年金について」の改正案に関する意見募集があった。
- 改正案では、デフォルトファンド設定にあたっての留意事項や老後のライフプランを通じた投資教育等が記載されている。

～以下、メールマガジン「厚労省パブコメ 通知『確定拠出年金について』改正案」転載～

2月26日付で厚生労働省から以下の公表がありましたので、お知らせ致します。

・「確定拠出年金制度について(平成13年8月21日年発213号)」の通知改正案に関する意見募集について(意見提出期限:3月27日)

本内容は、日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)等において成長マネーの供給拡大策のひとつとして、確定拠出年金制度の普及及び拡充が盛り込まれたことへの対応として、通知改正を行うにあたり、意見を求めるものです。

【通知改正案の主な内容】

- (1) 分散投資の促進
 - ・デフォルトファンドの設定にあたっての留意事項等
- (2) 投資教育の具体的内容の充実
 - ・老後のライフプランを通じた投資教育
- (3) 投資助言を利用する場合の留意事項の明確化
- (4) 限度額の使い残し対策への対応
 - ・マッチング拠出の年金額等への効果の情報提供など

6. 厚生年金基金制度に関する専門委員会



6-1. 第5回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催

➤ 第5回厚生年金基金制度に関する専門委員会が開催され、関係団体（信託協会・生命保険協会・日本年金数理人会・運営管理機関連絡協議会）からのヒアリングが行われた。

～以下、メールマガジン「第5回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催について」転載～

1月10日、厚生労働省の「第5回 厚生年金基金制度に関する専門委員会」が開催され、関係団体（信託協会・生命保険協会・日本年金数理人会・運営管理機関連絡協議会）からのヒアリングが行われました。

昨年未だに政権交代が起こり、田村新厚生労働大臣から一律制度廃止の再検討について示唆がありましたが、本日の委員会においては当内容には触れられず、委員会内での議論（厚年基金制度の一律廃止）の風向きは変わっていない状況です。

昨年未だに政権交代が起こり、田村新厚生労働大臣から一律制度廃止の再検討について示唆がありましたが、本日の委員会においては当内容には触れられず、委員会内での議論（厚年基金制度の一律廃止）の風向きは変わっていない状況です。

各団体からの意見・要望のポイントは概ね以下の通りです。

1. 信託協会 ～厚生年金基金制度の見直しについて～

試案にある「代行制度の持続可能性に関する検証」において、一時的に代行割れする可能性のみに着目した検証に基づき制度廃止を論じているが、適切な基準とは考えられず、継続基準に沿って議論すべき。公的年金の縮小が見込まれる中、基金受給者数は増加しており、公的年金の補完等、基金給付には相応な役割が期待される。

一方で一律制度廃止を行った場合、他の企業年金に移行できる企業はごく一部と推測され、看過することはできないレベルでの受給権・財産権が毀損される可能性がある。

企業年金たる厚年基金制度の廃止は、労使合意のもと決議すべき内容であり、適切な検証および受給者等への影響を踏まえた慎重な議論が必要。

また、一律制度廃止がなくなったとしても、時限措置的に解散し易い施策（連帯債務の解消等）を出すことは、結果として十分な議論を経ない解散を誘発してしまう恐れがあることから、慎重な議論が必要。

花井委員より「一時的でも代行割れするのは問題ではないか？」という質問がありましたが、以下のような答弁が行われました。

過去には代行割れの状態で解散した基金もあるが、厚年本体を毀損させた基金は存在しない。

一時的に代行割れ状態になっても、基金は健全化の観点から「掛金引上げ・給付減額」等を実施しており、現状、多くの基金はその努力過程にあるということを理解して欲しい。

6-1. 第5回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催

2. 生命保険協会 ~ 持続可能な企業年金の実現に向けて ~

これまでの専門委員会の議論において、中小企業の持続可能な企業年金についての議論が進んでいないと思われ、当協会からは持続可能な企業年金について意見を述べるが、厚年基金制度の一律廃止を前提としているものではない。

適年制度廃止時に多くの中小企業は制度廃止・中退共移行を選択したが、これは「煩雑な手続き・難解な制度運営」が原因と考えられる。

中小企業に企業年金を普及させるためには、「簡素な手続き・分かり易い制度運営・積立不足が発生しにくい」等のパッケージプランを検討いただきたい。

あわせて、企業年金に関する税制改正や規制改革の対応をお願いしたい。

3. 日本年金数理人会

~ 「厚生年金基金制度の見直しについて(試案)に対する意見 ~

厚年基金制度は、厚年本体との財政中立化の考えに基づき運営されており、更に中立化を徹底すれば厚年本体に迷惑をかけることはない。

また、給付現価負担金については、厚年本体に余分な負担を強いているものではないことを理解いただきたい。

4. 運営管理機関連絡協議会

~ 「厚生年金基金制度の見直しについて(試案)に対する意見 ~

試案にある「集団運用型DC」について、投資教育は不可欠。

確定拠出年金の持続可能性を高める施策として、事業主の負担軽減の観点から、「制度上の柔軟性を高める・事務手続きの簡素化」等が考えられる。

また、加入者の商品選択サポートの観点から、「投資教育の工夫・商品選択の負担軽減」等が考えられる。

6-2. 第6回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催

➤ 第6回厚生年金基金制度に関する専門委員会が開催され、専門委員会での議論取り纏めに向けた論点整理が行われた。

～以下、メールマガジン「第6回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催について」転載～

1月24日、厚生労働省の「第6回 厚生年金基金制度に関する専門委員会」が開催され、専門委員会での議論取り纏めに向けた論点整理が行われました。

専門委員会内での議論(一律廃止)の風向き及び厚生労働省のスタンスは変わっていない状況です。

【専門委員会の概要】

これまでの専門委員会での議論を振り返るとともに、関連資料に係る説明がありました。

また、各委員より以下の観点を踏まえた意見出しが行われました。

- ・厚生労働省「試案」にある3つの論点 をどのように関連付けるか
- ・公的年金と私的年金の役割分担をどのように考えるか

厚年本体の財政を毀損させることは問題という意見が大半を占めましたが、他に以下のような意見もありました。

- ・「試案」にある3つの論点 に係る対応策については、セットで考えるべきであり、各論点のいいとこ取りとなるような組合せは避けるべきではないか。
- ・公的年金の縮小が見込まれる中で、私的年金の拡充・充実が重要。
制度廃止に伴い、中小企業に係る他の企業年金移行には様々な問題が生じると考えられ、私的年金が縮小するようなことになれば、全体の社会保障制度の縮小に繋がる。したがって、他の企業年金への移行については慎重な議論が必要。

論点1: 特例解散制度の見直しによる「代行割れ問題」への対応
論点2: 企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進
論点3: 代行制度の見直し

6-3. 第7回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催

➤ 第7回厚生年金基金制度に関する専門委員会が開催され、専門委員会での議論取り纏めが行われた。

～以下、メールマガジン「第7回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催について」転載～

2月1日、厚生労働省の「第7回 厚生年金基金制度に関する専門委員会」が開催され、専門委員会での議論取り纏めが行われました。

専門委員会では、「試案に関する意見(案)」が提示されましたが、概ね当初の「試案」内容(一律制度廃止・連帯債務の見直し等)を是認するものであり、了承されました。

なお、専門委員会での審議はこの取り纏めをもって終了となります。

今後は、年金部会等の議論を経て、今期通常国会に法案を提出するものと思われます。

「試案に関する意見(案)」の概要

【総論】

代行制度の役割を取り巻く環境が大きく変化する中、レバレッジ効果を前提とした代行制度モデルは、自律的財政規律の仕組みの欠如やガバナンス不十分のため、時代の変化に適合しなくなっている。

代行割れ問題は、本来「非常事態」であるはずが「常態化」しており、これを放置することは厚年本体の財政リスクの高まりにつながる。

代行制度のあり方を再考すべき時期に来ている。

【特例解散制度の見直しによる「代行割れ問題」への対応】

代行割れ基金の解散は自己責任が原則であり、現行特例解散制度の基本的枠組み維持は妥当。税財源の投入・「あるだけ解散」はあり得ない。

連鎖倒産等による雇用への影響回避・円滑な解散促進の観点から、見直し（連帯債務の見直し・利息の固定化）はやむなし。ただし、特例解散措置は5年の時限とし、再導入は認めない。

既特例解散先への遡及適用については今後の議論になり得る

仮に現行特例解散制度を拡大する場合でも、納付額に上限を設けるB案には反対。納付期間を延長するA案に留めるべき。

特例解散申請時点からの受給者上乘せ給付の支給停止については、「代行資産の保全」という公益のためには受給者にも一定の負担を求めることもやむなし。

6-3. 第7回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催

【企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進】

公私年金の役割分担議論は早急に開始すべき。

他の年金制度への移行については、中小企業が導入し易い仕組みへ改善が必要であり、「試案」にある内容については更なる改善が必要。

キャッシュバランス制度の弾力化については選択肢の多様化は妥当だが、運用実績反映には反対。集団運用型DCについて、「試案」の内容には反対意見が多数。

【代行制度の見直し】

代行制度は制度創設時の前提が崩れており、今後の持続可能性は低い。

代行割れ問題の放置は厚年本体の将来の財政リスクを高めるため適切ではない。代行制度の見直しにかかる「試案」の内容・方向性は妥当である。

基金の財政状況に応じて解散を促進しつつも、健全な基金を存続すべきとの意見もあったが、その場合には、「非継続基準」を満たし、代行部分の1.5倍以上の資産を保有していることが前提。

代行割れ問題を特例解散制度の見直しにより制度的に解決する以上、代行制度についての抜本的な見直しを行わないという選択肢はあり得ない。

「試案」にある中立化の徹底(期ずれ解消・0.875問題)および解散要件の緩和は妥当。

7. 厚生年金基金資産運用業務報告書関連



7-1. 厚生年金基金資産運用業務報告書の公表

➤ 厚生労働省より「厚生年金基金資産運用業務報告書（平成23年度）」が公表された。

- AIJ問題および「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議報告(平成24年7月6日)」の記載を受け、公表されたもの。

(ご参考:「有識者会議報告」3ページ . 2.(2))

「毎事業年度、各基金から提出される「年金給付等積立金の管理及び運用に関する資産運用業務報告書」についても～(略)～厚生年金保険の被保険者全体に適切な方法で情報提供し、外部からのチェック機能を強化する必要がある。」

- 内容は以下の通り。
 - ・厚年基金資産運用業務報告書について(概要説明)
 - ・厚年基金の運用資産別残高及び資産構成割合(平成24年3月末)
 - ・厚年基金の運用機関別資産残高及び構成割合(平成24年3月末)
 - ・各厚年基金が委託している運用機関数(平成24年3月末)
 - ・厚年基金の資産構成割合の推移(過去5年間)
 - ・厚年基金の運用資産残高及び資産構成割合の推移(過去5年間)
 - ・運用資産額規模別の厚年基金の分布(平成24年3月末)
 - ・資産構成割合・運用利回りに係る、厚年基金・DB年金・GPIFの比較

7-2. 運用の基本方針・資産運用業務報告書の行政宛て提出

- 資産運用業務報告書とあわせて、「運用の基本方針」（政策的資産構成割合を記載のもの）を、行政宛て提出することが必要となった。

報告年度	平成25年度	平成26年度
運用基本方針の添付	要 <u>平成25年4月1日時点で有効なもの</u>	要 平成26年3月31日時点で有効なもの
資産運用業務報告書報告内容	平成24年度の運用状況	平成25年度の運用状況
資産運用業務報告書様式	平成24年9月26日付 改正前の様式	平成24年9月26日付 改正後の様式
提出期限	<u>平成25年5月15日</u>	平成26年9月30日

(平成27年度以降は、平成26年度と同様の取扱い)

8. その他のトピックス



8-1 . 銀行の自己資本比率規制における退職給付の取り扱い

- 銀行の自己資本比率規制に関して、新しい基準が公表された。
- 退職給付会計の新基準が反映された内容となっている。

～ 以下、メールマガジン「銀行の自己資本比率規制における退職給付の取り扱いについて」転載～

3月8日付けで金融庁から、銀行の自己資本比率規制に関して新しい基準が公表されました。今般の見直しは、昨年5月に改正され、本年4月以降に開始される事業年度の年度末から適用される退職給付会計の新基準が反映されたものとなっています。

銀行の自己資本比率規制上の“自己資本比率”は、バランスシート上の自己資本と総資産で算出される通常の自己資本比率とは異なった手法で計算されますが、財務の健全性を確認するという点では目的は同じです。ただ、いわゆる即時認識が行われる新基準の下で、退職給付と財政状態の健全性がどのように判断されるかについて参考となる可能性があるため、以下、その取扱いについてご紹介します。

自己資本比率は資産に対する自己資本の充実度を算出するものです。自己資本比率規制上の自己資本比率も、様々なリスクを勘案して算出される資産に対して、どの程度自己資本を保有しているかをみます。自己資本には株式の含み益などいわゆるその他の包括利益(累計)も一定の条件で算入されることになっています。今回の退職給付会計基準の改正では、退職給付に係る調整(数理計算上の差異及び過去勤務費用)もその他の包括利益に計上されるため、資産・負債の時価変動は自己資本の額に影響を与えることになります。さらに、退職給付に係る資産(年金資産 > 退職給付債務の場合の積立超過額)があれば、繰延税金負債を控除した額を自己資本から控除することになっています。この関係を整理すると以下の通りになると考えられます。

数理計算上の差異の損失が発生すると自己資本の減少要因となり、自己資本比率を引き下げる要因となる運用パフォーマンスが好調で年金資産 > PBOとなった場合、数理計算上の差異(利益)は自己資本を増加させるものの、PBOを超える部分は調整項目として自己資本から差し引かれるため、当該部分は自己資本比率の上昇には寄与しない

掛金の拠出で年金資産 > PBOとなった場合には、当該超過額が調整項目として差し引かれるため自己資本が減少し、自己資本比率が低下する

積立超過になった場合に、自己資本から控除されるのは一見合理的でないように考えられます。ただし、年金資産は年金の給付にしか使えない資産ですから、給付債務を上回って保有しても、会社の支払余力が増加するわけではありませんし、株主への配当が行なわれるわけでもありません。したがって、給付債務を大幅に超える年金資産を確保しても株主や債権者などは好意的には捉えないはずで、一方で損失が発生したり、積立不足があるのが好ましくないことは言うまでもありません。

退職給付に関する負債と資産の関係でいえば、給付を賄うのに十分な資産を適切に管理していくことが最も好ましいということではないでしょうか。

8-2. 日本の地域別将来推計人口の公表

- 国立社会保障・人口問題研究所が日本の地域別将来推計人口を発表した。
- 人口動態は、公的年金の財政に大きく影響するため、こうした推計は今後の公的年金制度にも大きく影響を与える可能性がある。

～以下、メールマガジン「国立社会保障・人口問題研究所が日本の地域別将来推計人口を発表」転載～

3月27日に国立社会保障・人口問題研究所から、「日本の地域別将来推計人口」が公表され、本日の各新聞の1面に報道されています。

人口動態は、公的年金の財政に大きく影響するため、こうした推計は今後の公的年金制度にも大きく影響を与える可能性があります。公的年金は現役世代が引退した世代を支える仕組みですから、65歳(公的年金の支給開始年齢)以上の人が増加すると負担する世代と給付を受ける世代のバランスが崩れることになるからです。

日経紙でも数値が掲載されていましたが、2010年時点では全人口に占める15歳～64歳までの人の比率は63.8%、65歳以上が23.0%であるのに対し、2040年には15～64歳が53.9%、65歳以上は36.1%と予想されています。現在は受給世代1に対して現役世代は2.77であるのに対し、2040年には1.49となります。もっとも、この数値は15歳以上の人との対比であり、実際に公的年金の保険料を負担する世代での比率はこれより低くなります。

世界では、次頁のとおり、現状(変更前)では65歳である公的年金の支給開始年齢を67～70歳程度に引き上げるケースが顕著になっているのに対し、日本では65歳支給開始(ただし、厚生年金の報酬比例部分については引き上げの経過措置期間中)となっています。公的年金では、こうした将来推計を基に財政計算が行なわれますが、今後想定した以上に少子高齢化が進むようであれば、支給開始年齢がさらに引き上げられる可能性も出てきます。

8-2. 日本の地域別将来推計人口の公表

主要国の公的年金支給開始年齢の状況

国名	現行(変更前)	変更後	時期
アメリカ	66歳(引き上げ中)	67歳	2027年までに
イギリス	65歳(男)、60歳(女)(引き上げ中)	65歳 68歳	2010年から2018年までに 2024年から2046年までに
ドイツ	65歳	67歳	2012年から2029年までに
フランス	60歳	62歳	2018年までに
オランダ	65歳	67歳	2020年までに66歳、2025年までに67歳(労使代表と合意)
デンマーク	65歳	67歳	2019年から2027年までに
ベルギー	65歳		2009年に女性の引き上げを完了
アイルランド	65歳	68歳	2028年までに
スペイン	65歳	67歳	2011年に労働組合と合意、2013年から段階的に
イタリア	65歳(男)、60歳(女)		
アイスランド	67歳		
ノルウェー	67歳(最低保障年金)		
スウェーデン	61歳以降いつでも可		
オーストラリア	65歳(女性63.5歳、2014年までに65歳へ)	67歳	2023年までに
日本	65歳(基礎年金)、60歳(厚生年金・報酬比例部分)	65歳	2013年度より厚生年金・報酬比例部分の年齢を引き上げ(2025年度までに65歳へ)(男性の場合、女性は5年遅れ)

9 . 平成24年12月 ~ 平成25年3月の年金ニュース



9. 平成24年12月～平成25年3月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成24年12月 (17日以降)	・平成25年の最低責任準備金の付利率について (告示改正)【厚年】 (No.324)		()		
平成25年1月	・「厚生年金基金資産運用業務報告書(平成23年度)」(厚生労働省公表)について【厚年】 (No.325)				
平成25年2月	・運用の基本方針の行政宛て提出について(通知 発出)【厚年】 (No.326)				
平成25年3月	・非継続基準の積立水準に係る省令・通知の検 討について【厚年、DB】 (No.327)				
	・平成25年度の予定利率について【厚年、DB】 (No.328)				

()は本資料に関連しない事項です。

**10. 本資料関連の平成24年12月～平成25年3月
のMUTB年金メールマガジン一覧**



10. 本資料関連の平成24年12月～平成25年3月のMUTB 年金メールマガジン一覧

	メールマガジン	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成25年1月	・第5回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催について【厚年】				
	・第3回社会保障制度改革国民会議開催について【厚年、DB】				
	・第6回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催について【厚年】				
平成25年2月	・第7回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催について【厚年】				
	・雇用延長への対応について【厚年、DB】				
	・第4回社会保障制度改革国民会議開催について【厚年、DB】				
	・厚労省パブコメ 通知「確定拠出年金について」改正案【DC】				
平成25年3月	・銀行の自己資本比率規制における退職給付の取扱いについて【DB】				
	・国立社会保障・人口問題研究所が日本の地域別将来推計人口を発表【厚年、DB】				

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部
03-6214-6368
(受付時間: 9:00 ~ 17:00 (土日・祝日除く))